

最低賃金を時給1,000円以上に引き上げることを求める意見書(案)

最低賃金制度とは、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障する制度です。また、都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会での審議・答申を経て決定されており、社会保障の安全網(セーフティネット)の一つとして重要なものとなっています。

最低賃金の引き上げは、労働者の所得底上げにつながり、内需拡大にも寄与することから、デフレからの脱却を図り、経済の好循環を実現させるためにも必須です。

中央最低賃金審議会は2018年度の最低賃金について、全国平均では時給を26円引き上げ874円とする目安を答申し、茨城県では目安どおりに26円アップの822円となりました。しかし、時給822円では年間1,800時間働いても月収にして12万4,000円程度の収入にすぎず、安心して暮らせる収入とはほど遠いものです。

また、都道府県をA~Dにランクづけし、最低賃金の目安を決めるため、今回の答申によって最高額である東京都と最低額8県の差が221円から225円に広がるなど、都道府県間の格差は増々拡大されることとなります。これにより、さらなる労働者の都市部集中や、地方の若者や若年層世帯の減少に拍車がかかり、地方の衰退を招くことにつながります。

茨城県は今年度、茨城県労働局長と茨城地方最低賃金審議会長に対し、経済実態に即した最低賃金の引き上げを行うよう要望しました。

日本経済全体の健全な成長にとっても、労働者の権利確保のためにも、全国一律最低賃金制を導入することは緊急の課題であり、中小企業支援とセットで直ちに時給1,000円を実現すべきです。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望します。

記

- 1 最低賃金を直ちに全国一律で時給1,000円に引き上げるとともに、時給1,500円以上をめざし実現すること。
- 2 最低賃金を引き上げるため、中小企業への支援策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月 日

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
衆議員議長
参議院議長

茨城県議会議長 山岡恒夫